

## ○矢祭町新型コロナウイルス感染症対策店舗等改良支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策のために、町内事業者等が行う店舗等の改良を支援することにより、当該店舗等の安全性の向上を図るとともに、町民の消費活動を促し、地域経済の活性化を図るため、町内施工業者等により店舗等の改良・設備投資を行う事業主に対し補助金を交付するため、矢祭町補助金等の交付等に関する規則（昭和46年矢祭町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 事業の用に供する建物及び当該建物に付帯する外構設備をいう。
- (2) 改良工事 新型コロナウイルス感染症対策を目的として行われる商店等の修繕、改修、増築、模様替えその他商店機能の維持又は向上のための補修、改造又は整備改良の工事をいう。ただし、主として事業主のみが利用する部分に対する工事は含まない。
- (3) 設備 新型コロナウイルス感染症対策を目的として新たに投資する機械設備、備品
- (4) 町内施工業者等 町の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

(補助対象者)

第3条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）が、店舗等の改良工事又は設備投資を行う場合にその費用の一部を補助することが出来る。

- (1) 町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する法人
- (2) 改良工事又は設備投資の対象となる店舗等の所有者本人等から改良工事を実施することについての同意を得ている者
- (3) 町税等を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 改良工事は、町内施工業者等が行う工事代金が20万円（消費税相当額を含む。）以上とする。
- (2) 設備投資は、町内施工業者等から導入する15万円（消費税相当額を含む。）以上とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助の対象となる改良工事の金額に100分の50を乗じて得た額（当該乗じて得た額が20万円を超える場合には20万円）以内とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票又は法人登記事項証明書
- (2) 納税証明書
- (3) 改良工事又は設備投資の内容がわかる見積書等の写し
- (4) 対象工事箇所の施工前の現場写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 規則第7条の規定により通知する場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(計画変更の承認申請)

第8条 補助事業者は、補助金交付申請書の内容を変更するとき、又は中止しようとするときは、速やかに補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金変更交付の決定)

第9条 前条の変更承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続きを経て、変更交付決定を補助金変更・中止決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告は、補助金実績報告書(様式第5号)により次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 対象工事箇所の施工後の現場写真又は設備の設置後の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書等の書類の提出があった場合は、当該事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものかどうか内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 町長は、前条に基づく審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の決定若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 第11条の規定による補助金確定通知書を受けた補助事業者は、矢補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日以降に契約を締結した改良工事又は設備投資から適用する。

様式第1号(第6条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

補助金変更中止承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

補助金変更中止決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第10条関係)

補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第6号(第11条関係)

補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]